

公益社団法人
東京都介護福祉士会

定 款

令和4年6月4日改訂

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人東京都介護福祉士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉社会を実現しようとする、公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づき、高齢者及び障害者等、福祉ニーズを有する人々に最適なサービスを提供するため、保健、医療、福祉、その他関連業務に従事する人々と連携を図り、それぞれの福祉サービスの質の向上に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士の知識及び技術向上のための研修及び育成事業
- (2) 介護の実態及び技術等の介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 介護人材養成研修及び現任研修事業
- (4) 介護従事者等に対する介護相談及び情報提供等の介護福祉の普及啓発事業
- (5) 介護福祉を通じて、東京都民の社会福祉の増進や権利擁護に資する事業
- (6) 公益社団法人日本介護福祉士会との連絡調整及びその事業への協力に関する事業
- (7) 福祉サービス第三者評価事業
- (8) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都域内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士であって、東京都内に居住又は就業しており、本会の目的に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人
 - (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
 - (4) 学生会員 当法人の目的に賛同し入会した介護福祉士養成校の学生個人
 - (5) 団体会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び法人
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書に入会金及び会費を添えて会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 学生会員は、社員総会において別に定める学生会費を納入しなければならない。

4 団体会員は、社員総会において別に定める団体会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法第32条及び第42条の規定により登録を取り消されたとき。

(4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員が同意したとき。

（退会）

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(総会の種別)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 14 条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 15 条 定時社員総会は、年に 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(総会の招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。

3 社員総会を招集するときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である審議事項
- (3) 社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することが出来る旨

(総会の議長)

第 17 条 社員総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を

選任することとする。

(書面による議決権行使等)

第 20 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員、相談役、顧問及び事務局

(役員を設置)

第 23 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち、1 人を会長とし、副会長を若干名置くことができる。

3 前項のうち、会長をもって一般法人法の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 理事のうち、必要に応じて常務理事を置くことができる。常務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 一般法人法第 65 条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(相談役)

第 30 条 本会に任意の機関として若干名の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役は、本会の理事の任にあった者で、理事会において選任する。

4 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第 31 条 本会に任意の機関として若干名の顧問を置く。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問は、理事会において選任する。

4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(事務局)

第 32 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項の決議もしくは職務を行う。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 本会の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (7) その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長が行う。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 当法人の資産の管理は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、次期の定時社員総会に報告するものとする。 これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第 45 条 当法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 51 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益認定を受けた日から施行する。

2 この定款の変更は、令和 4 年 6 月 4 日から施行する。